

改正女性活躍推進法等セミナー のご案内

参加無料

～パワーハラスメント防止措置が義務化されます！～

南部会場

~~① キャンパスプラザ京都第一講義室【定員100名】
令和2年2月18日(火)~~

② ロームシアター京都サウスホール【定員400名】
令和2年2月21日(金)

北部会場

③ 市民交流プラザふくちやま市民交流スペース
令和2年2月13日(木) 【定員100名】

南部会場 13時30分～15時30分(受付13時～)

北部会場 13時～15時(受付12時30分～)

1 改正女性活躍推進法

1

一般事業主行動計画の策定等の義務が、常用労働者300人以下101人以上の事業主に拡大されます。また、常用労働者301人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する情報について、現在1項目以上の公表の義務付けから、2項目以上の公表義務となります。

2 改正労働施策総合推進法等

2

労働施策総合推進法により、パワーハラスメント防止措置を講じることが事業主に義務付けられます。また、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に定められた、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策が強化されます。

3 治療と仕事の両立支援について

3

働き方改革実行計画に基づき、会社の意識改革と受け入れ態勢の整備を図るとともに、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築することが求められています。京都府内における相談対応等支援体制の状況を説明します。

- 参加ご希望の方は裏面の申込書をFAXでご送信ください。

主催：京都労働局 独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター

共催：京都働き方改革連絡協議会

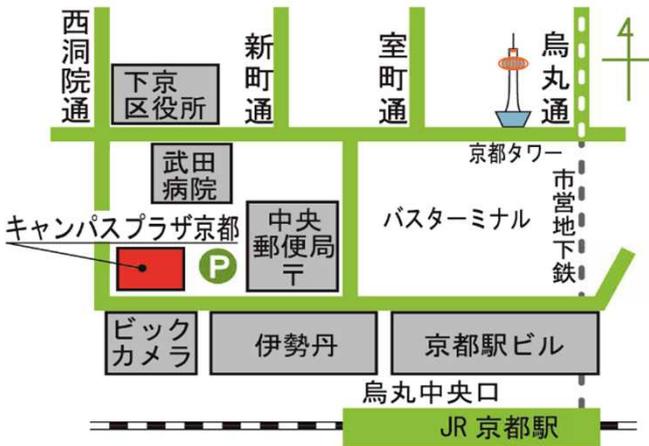
＜構成団体＞日本労働組合総連合会京都府連合会、京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会、一般社団法人京都経営者協会、一般社団法人京都経済同友会、公益社団法人京都工業会、公益社団法人京都労働基準協会、株式会社京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都府、京都市、近畿経済産業局、京都労働局、(オブザーバー)一般社団法人京都銀行協会、京都府信用金庫協会、京都中小企業家同友会、京都働き方改革推進支援センター、京都府中小企業人材確保・多様な働き方推進センター、京都府よろず支援拠点、独立行政法人労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センター、京都府社会保険労務士会



京都労働局マスコットキャラクター
御池ちゃん

会場へのアクセス

①2月18日 キャンパスプラザ京都



②2月21日 ロームシアター京都



③2月13日 市民交流プラザふくちやま



* ①の会場には駐車場がわずかしかございません。
②、③の会場には有料駐車場がございますが、他の施設と共用となりますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

「参加申込票」◆FAX 075-241-3222◆

以下に必要事項をご記入の上、切り取らずに、この面をそのままFAXでご送信下さい。
2月18日キャンパスプラザ京都会場へのご参加は、1企業1名様に限らせていただきます。

希望日	希望日に○をご記入下さい。 南部会場 ・2月18日(火) ・2月21日(金) 北部会場 ・2月13日(木)		
会社名		参加人数	名
参加者 (代表者のみ)	役職 氏名		
連絡先	☎	— —	(FAX) — —

※会場が定員に達し次第、受付終了となります。

※申込締切 令和2年1月31日(金)

(定員に達した場合は、京都労働局ホームページでお知らせします)

- ・定員内の場合、あらためてご連絡はいたしませんので、そのままお越しください。
- ・お申込みの際にご記入いただいた個人情報は本説明会の運営以外には使用いたしません。

お申込み・お問い合わせ先

京都労働局雇用環境・均等室 TEL 075-241-3212
〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451